

〔事案 28-284〕 契約無効等請求

・平成 29 年 9 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

医療保険の解約を募集人に依頼したところ、虚偽の説明により新たに医療保険を契約させられたことを理由に、新規保険契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 2 月に契約した終身医療保険（契約①）について、募集人に解約を依頼したところ、「解約するためには、新規保険契約に最低 6 か月間加入するという決まりになっている」「約 1 万円を 6 か月支払うと、契約①の次の保険料がそれ以上に安くなる」旨を説明されたため、平成 27 年 12 月に終身医療保険（契約②）を契約のうえ、契約①を減額したが、実際には新規保険契約を契約しなくとも、解約することは可能であった。ついては、契約②を取り消し、契約①の減額手続を無効にしてほしい。なお、契約②の申込みと同日に引き出した配当金および契約①の減額に伴う解約返戻金は、迷惑料として受領するので、これを支払わなかったものとして処理してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約②の募集の際に、設計書等を交付し、適正に説明をしている。
- (2) 申立人から契約①の解約の依頼はない。また、解約手続きについて虚偽の説明も行っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人の誤った説明により契約①の解約手続のために必要であると誤信して契約②を契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。